

## 台風等による講座・セミナーの開催中止について

台風等が接近した場合、この「台風等による講座・セミナーの開催中止の取り扱いについて」を基本に、講師等と協議のうえ対応を決定する。

- 1 開催地域で、名古屋地方気象台発表の暴風警報及び大雨警報の両方が発令中の場合、又は、暴風、大雨のどちらかの特別警報が発令中の場合は、原則休講とする。
- 2 開講予定時間前に上記発令中の暴風、大雨の特別警報及び警報が全て解除された場合
  - (1) 開講予定時間の2時間以上前に解除された場合は、平常どおり開講する。
  - (2) 開講予定時間の2時間未満前に解除された場合は、休講とする。
- 3 講習中に上記警報（暴風警報及び大雨警報又は、どちらかの特別警報）が発令された場合は、原則その時点で休講とする。
- 4 休講を決定した場合は、講師、受講生に電話等で速やかに連絡する。
- 5 やむを得ず休講となった場合は、できる限り代替日を設けることとするが、開講、受講できない場合は、受講料を返金する。継続講座の場合は、代替日を設けることにより受講料は返金しない。
- 6 交通機関への影響等状況に応じて、この決めに関わらず中止・開催を決定することができることとする。